

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が発生しており、先般、佐賀県内においても初の感染者が確認されたところです。

このようなことから、経済的には海外からの観光客の減少に加え、製造業のサプライチェーンに与える影響、各種イベントの中止、外出自粛等により県内の消費活動が短期的に下押しされ、こうした状況が長引けばより厳しい状況になることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省として事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じるとともに、当局においても各種支援策のリーフレット等によりあらゆる機会を通じて周知に努めているところです。また、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に向けた新たな助成制度も創設したところです。

貴団体におかれましても、傘下団体・企業等における雇用維持に向けて、下記事項につきまして、周知啓発へのご協力をお願い申し上げます。

なお、当局においては、局内に特別相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所及び各助成制度の内容につきましては、別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

- 一 今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大し、生産指標要件の緩和や被保険者期間要件の撤廃等の措置を行いました。こうした特例措置を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者か否かを問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設しましたので、取組への御協力をいただきますようお願いいたします。
- 三 新卒の内定者の取扱いについて、特段のご配慮をいただくとともに、2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。
- 四 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮をお願いいたします。

五 労働基準法などの労働関係法令は、国籍を問わず外国人労働者にも適用されます。また、前記一及び二の助成金について、労働者である従業員の国籍は問いませんので、こうした助成金も活用していただき、外国人労働者の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。

六 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

七 例年3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署及びハローワークの窓口が、来庁者の方で混雑いたします。感染拡大防止の観点からも、事業主等の皆様にご協力をいただきたく、各種届出・申請などをする際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

令和2年3月19日

佐賀県商工会議所連合会会長 殿

佐賀労働局長 菊池 泰文

